

令和3年第12回総会

山武市農業委員会会議録

令和3年12月6日 開会

令和3年12月6日 閉会

令和3年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月6日(月)午後2時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について
(4) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画(案)の決定について
(5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(17名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(19名)

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長 ただいまから令和3年第12回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 どうもありがとうございます。

それでは、本日総会の日程を御説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和3年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和3年12月6日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速、会議に入ってください。会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされており、以後の会議の進行は雲地会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより令和3年第12回山武市農業委員会総会

の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号4番林委員、議席番号5番川島委員の両委員を指名します。

◎報告

議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局 総会資料4ページから8ページを御覧ください。
農地法第18条第6項の規定による解約は、全部で8件になります。そのうち利用権設定が5件、機構法の解約が3件になります。全て双方の合意解約になります。
以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長 引き続き、議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

この事案は、売買による所有権の移転となります。譲渡人は農業経営をしていない為、譲受人は面積を拡張し、機械の効率をよくしたい為となっております。

この田は、幅30cmで長さ100mという田で、譲受人と一緒に現地確認しました。多分ここだと思いますけれどもぐらいしか分からないような場所でありました。

これは受人の方が受け取ってもらわないとどうしようもないところだと思いますので、地元としては全く問題ありません。

よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番、藤田委員から補足説明等を求めます。

藤田委員

議席番号13番の藤田です。

ただいま推進委員さんの説明のとおりで、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議

ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、隣接地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員

隣接地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の2について説明いたします。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人と譲渡人は親子関係でありまして、母親が高齢の為、代わって農業経営を引き継いでおります。

住民登録上では、住所はまだ県外ですが、それは配偶者の仕事上の都合であって、実際には山武市で現在生活されております。来年、住所も、住民票も移すという予定があるようでございます。息子さんも、兼業農家でございますけれども、手伝っております。

ただ、所有する農地の草の管理はいま一つといったところで、隣接する農地に迷惑がかからないように言い伝えてありますので、何とか頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

隣接地区推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番、高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番、高野です。

今、小川委員のほうから説明があったとおりで、半分くらいは土地が荒れているような状態なんですけれども、娘さんが息子さんと一緒に、旦那さんも来年あたりこちらに来るような話をしていましたので、今後どういったものをするか本格的に考えているそうです。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく申し上げます。

議長 隣接地区推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3について、隣接地区推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員 隣接地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の3について説明します。

この申請は、売買による所有権移転です。申請の理由は、譲受人においては、自分の農地に隣接している為、譲渡人にあつては、高齢の為農業経営の縮小です。

この土地はかん木に囲まれていまして、1日ほとんどが日陰状態で、耕作はしていませんでした。そこで、譲渡人は自分の農地と一体化して使いたいということで、話し合った結果、話がこういうことでまとまったそうでございますので、よろしく願いいたします。

議長 隣接地区推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番、高野委員から補足説明等を求めます。

高野委員 議席番号10番、高野です。

今、小川推進委員が説明したとおりです。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審

議のほど、よろしく願いいたします。

議長 隣接地区推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の菊池委員から説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。

議案第1号、4番について御説明いたします。

これは贈与による所有権移転です。譲渡人、譲受人は親子ですので、何の問題もないと思います。よろしく願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号17番、鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員 議席番号17番、鈴木でございます。

菊池推進委員の御説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

申請地区担当推進委員の小川です。

議案第1号、番号5について説明いたします。

今回の申請は、畑の売買による所有権移転です。譲受人は漁業を主に仕事をしていますが、業績があまりよくないことから、新たに農業を始めようと考え、譲渡人はそこで松やマキの苗木を育て、植木屋への出荷を考えているとのこと。

本件に関しては、地元としては何も問題なく、新規就農ということで、ぜひ頑張っていただきたいと思います。どうかよろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番、三槁委員から補足説明等を求めます。

三槁委員

議席番号7番、三槁でございます。

議案第1号、番号5につきましては、ただいま小川推進委員からの御説明のとおりでございますが、何ら問題はないと思います。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の今関委員から説明を求めます。

今関推進委員 地区担当推進委員の今関です。議案第1号、番号6について御説明申し上げます。
譲渡人は遠方である為、相続した農地を耕作できない為でございます。譲渡人に関しては、現在、ネギを栽培している隣接地がこの農地にありまして、利便性が高い為、規模を拡大する予定です。また、譲受人は、この取得した農地でネギを栽培します。地元としては、何ら問題はございませんので、よろしく申し上げます。
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号14番、今関委員から補足説明等を求めます。

今関委員 議席番号14番、今関です。
推進委員の今関さんの御説明のとおりでございまして、私にも受人のほうからそういう説明がございました。地元としては何ら問題はございません。
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろし

くお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の今関委員からの説明を求めます。

今関推進委員 地区担当推進委員の今関です。

申請番号1について御説明申し上げます。

譲渡人と譲受人は親子でございます。今、市原のほうに住んでおりますが、子供が生まれまして、来春、小学校に上がる予定でございます。学校にも近いということで、今後こちらに戻ってきて両親の農作業の手伝いをするということで、専用住宅と車庫の建築でございます。

また、これは実家のすぐ隣接地に建設する住宅でございます。

す。地元としては、何ら問題ございませんので、よろしくお
願いします。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の鈴木委員からの報告を求めます。

鈴木委員 議席番号15番、鈴木です。
先ほど、現地を視察してきました。今言われたように、何
ら問題ないということでございます。本件は、第1種農地へ
の専用住宅及び車庫の建築であり、原則として不許可になる
案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される
場合は許可し得るという例外規定、農地法第5条第2項、農
地法施行令第11条第1項第2号のイ、また農地法施行規則第
33条第4号に該当しますので、許可相当と思われます。よろ
しくお願ひします。

議長 事務局から概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調
査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし
ます。
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を
付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付
すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和3年度第9次農用地利用集積
計画(案)の決定についてを議題とします。
この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りい

たします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
利用権設定個人明細番号1から11を一括して採決します。
本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画(案)の決定についてを議題とします。
この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。何かございますか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第5号、番号1から番号4について、地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

まず、申請番号1について説明いたします。

主要作物がネギと水稲でございます。弟さんと2人で露地野菜と水稲の複合経営を行っております。水稲については、加工用米に取り組むということでございます。ネギにつきましては、収量の安定化を図り、排水対策を徹底し収量の増加を図るということでございます。

続きまして、申請番号2について説明いたします。

主要作物は、ネギと水稲でございます。家族4人で露地野菜と水稲の複合経営を行っております。緑肥の施用で土づくりを行い、病害を回避し収量の増加を目指すために、排水対策をし収量の安定化を図るということでございます。

続きまして、申請番号3番について説明いたします。

主要作物がネギと花きと水稲でございます。家族4人で露地野菜、施設野菜、花き、水稲の複合経営を行っております。栽培技術を向上させながら、高品質、収量増を図り、所得の増加を目指すということでございます。

続きまして、申請番号4について説明いたします。

主要作物がネギと水稲でございます。妻と子供の3人で露地野菜と水稲の複合経営を行っております。ネギにつきましては、作型を組み合わせ、周年栽培を目標とし、規模拡大を図るということでございます。畑等の防除を徹底し、収量の安定化を図るということでございます。それぞれ皆さん頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

次に、議案第5号、番号5、番号6について、地区担当推進員の今関委員からの説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。番号5から説明いたします。

親子でございます。新規でございます。子と2人で水稲とネギの複合経営を行っております。水稲は機械を更新し、大型化することで効率化を図る。ネギは機械化により省力化を図るとともに、連作障害等を回避し、年内取りの増反ということです。

続きまして、6番について御説明します。

親子です。新規です。妻と子の3人で水稲と露地野菜ネギの複合経営を行っております。水稲に関しましては、作期の分散化をするために品種を選定し、古代米と飼料用米等を導入して収量を安定化し、コスト削減に努める予定でございます。ネギは機械化により、省力化を図り、黒腐菌核病等の減収を防いで、土壌消毒などもし、安定した収量を向上させる予定でございます。

以上です。

議長

次に、議案第5号、番号7から番号9について、地区担当推進員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。7番から9番について説明いたします。

まずは7番、更新でございます。奥さんと2人で大変頑張っております。今後は秋冬ニンジンの作付面積を増やすとともに、ハウスでは小玉スイカにも挑戦して、所得の向上を図っていききたいということでございます。

続いて8番、同じく更新でございます。奥さんと2人で頑張っておりますが、ここ数年、露地栽培では連作障害のため、品質の低下が見られるということで、これから緑肥などを作付けしまして、ほ場の地力をたっぷり図っていききたいということ、ニンジンの収穫機がかなり古くなってしまったので、最新のものを導入して、作業効率の向上を図るということでございます。

続きまして、9番、更新でございます。両親と3人で頑張っておられます。今まで直売向けの少量多品目というような経営でございましたが、今年からは地元の出荷団体にも加入して、品目を絞って系統出荷にシフトするとともに、新しい機械を導入して経営の規模を拡大していききたいということで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

次に、議案第5号、番号10について、地区担当推進員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。番号10について御説明いた

します。

更新になります。妻と2人で水稲と野菜の複合経営を行っています。パート雇用を活用することで作業の効率化・充実化を図り、反収の増加を目指すということです。よろしくお願いします。

議長

次に、議案第5号、番号11から番号14について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員

地区担当推進委員の石橋です。議案第5号の番号11について説明します。

この申請は更新です。この方は担い手として奥様と2人で複合経営です。露地野菜は秋冬ニンジン、スイカ、水稲の複合経営です。今年、最新のニンジン収穫機を導入して、作業効率を上げ、さらなる規模拡大を図るとともに、緑肥の作付けを継続し、地力増進を促し、品質向上・収量増加を目指そうです。

次に番号12について説明します。

この申請は新規です。この方は、篤農家の後継者として就農3年目で、地区の担い手として期待されております。奥様と2人で露地野菜の秋冬ニンジン、スイカと水稲の複合経営です。秋冬ニンジンでは、処理能力の高い収穫機を導入して、規模拡大を図るそうです。水稲は、乾燥・調製での最新設備を導入して、経営規模の拡大に伴う作業時期の平準化を図るそうです。

続きまして、番号13について説明します。

この申請は更新です。この方は、本人と常時雇用の方での水稲と施設野菜の複合経営です。施設では、溶液土耕システムと隔離床を組み合わせて、省力化栽培をしています。新規販路を開拓し、所得向上を目指すそうです。

最後に番号14について説明します。

この申請は更新です。この方は本人と臨時雇用の方で施設花卉、露地野菜、水稲の複合経営です。花卉は、生産性の高い品目を検討し、暖房機を導入して高品質な花卉を安定生産しているそうです。露地野菜では、輪作体系の内容を充実させ、有機質の増加と減農薬等で安心安全な作物栽培を心がけ、

高品質多収化を目指すそうです。秋冬ニンジン、共同選果場の利用で栽培面積を拡大しているそうです。

説明は以上です。

議長

次に、議案第5号、番号15、番号16について、地区担当推進員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。15番、16番について御説明いたします。

15番ですが、今回は更新です。本人、妻と長男が、始めて1年半になりますが、3人でこれから肉用牛の飼育を頑張っていきたいとのこと。

16番ですが、今回、県の認定で申請がありました。ちょっと遠いのですが、横芝光町のほうから松尾まで来て頑張っております。常に3人の雇用と臨時雇用を併用しながら水田とネギを頑張るそうですのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

次に、議案第5号、番号17、番号18について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。17、18番について説明をしたいと思います。

2人とも県認定ということで、私もよく分からなかったのでお伺いしたところ、土地が松尾町に2人ともございまして、17番の方は露地野菜と水稻を主にやっております。あと、施設野菜ですね。これからスナップエンドウをハウスで始めるということでした。経営内容もしっかりしていて、経営ビジョンもしっかりしていて、大変優秀な先輩でございます。

18番の方も昔は勤めながらの農家でしたが、今はブロッコリーとネギを新たに始めまして、こちらにも経営ビジョンがしっかりしていて大変優秀な先輩でございます。

認定をよろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1から番号18について一括して採決します。

本件について、原案どおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案番号5、番号19号を議題としますが、この案件は議席番号3番佐藤委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、佐藤委員の退室を求めます。

(佐藤委員退室)

議長

それでは、議案第5号、番号19について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員

申請地区担当推進委員の佐瀬です。番号19について説明いたします。

更新です。主要作物はニンジン、トマト、レタス、本人と妻の2人、ほかに外国人の技能実習生などを含めた常時雇用4人で露地野菜と施設野菜の複合経営を行っております。睦岡地区でも大規模の経営農家の一人で、今後さらに面積の拡大を進めていくそうです。全く問題はありません。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号19について採決します。

本件について、原案どおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

佐藤委員の入室を許します。

(佐藤委員入室)

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

事務局長

私のほうは、農業委員と農地利用最適化推進委員の公募結果及び今後のスケジュールについてお知らせいたします。

この後、両委員の候補者の評価委員会の委員の選出について協議させていただければと思います。

それでは、事務局のほうから資料を配付させていただきます。

(資料配付)

事務局長

お手元に資料はお届きになりましたでしょうか。

それでは、その資料を基に御説明のほうを行わせていただきます。

最初に両委員の公募結果でございます。こちらの結果につきましては、配付させていただきましたが、公募結果一覧表、A3サイズの横長の表、2枚があるかと思っておりますけれども、こちらを御覧いただければと思います。

農業委員につきましては20名、推進委員は22名の方の推薦がございまして、両委員とも定数オーバーとなっております。

続きまして、今後のスケジュールでございます。

それぞれの候補者評価委員会を開催して、候補者の評価結果を農業委員が市長へ報告し、候補者の内定を行い、2月下旬に開催予定の市議会で同意を得た後、4月の農業委員会の

初総会の開催日に任命する予定でございます。

また、一方の推進委員は、1月中旬に候補者委員会、評価委員会を開催いたしまして、その結果を現在の農業委員会の会長に御報告いたしまして、2月または3月の総会で、候補者の選任を行い、4月に新たな農業委員会で委嘱することになります。このようなスケジュールの中、配付させていただきましたA4サイズの山武市農業委員会候補者評価委員会運営要綱に記載があるとおり、評価委員は農業委員会の会長及び職務代理が評価委員とされております。農業委員の候補者に雲地会長と井野職務代理者がそれぞれ候補者本人となっており、別の方2名を評価委員として御選出いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明があったとおり、農業委員の評価委員について、私と井野職務代理が候補者となっていることから、別の方をお願いしたいと思っております。できれば候補者となっていない古谷委員と会長経験者の鈴木委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、古谷委員と鈴木委員をお願いすることといたします。

次に、推進委員の評価委員については、要綱の規定どおり、私と井野職務代理とすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、そのようにさせていただきます。

ほかに何かございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は1月5日水曜日、本庁舎3階大会議室を予定しておりますので、御参集をお願いします。御苦勞様でございました。